

令和6年度

医療に関する税制要望

公益社団法人 日本医師会

令和5年8月

少子・高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉の充実は、国民の要望ではありますが、医師の不足や偏在による地域医療崩壊が懸念される中で、その必要性も一層強いものになっています。

しかし、医療環境の厳しさが増すなかで、医療や介護の提供は、自助努力にもかかわらず、医業経営は年々厳しくなっております。

国民が健康で文化的な生活を維持するために、質の高い医療や介護を安心して受けられることができる医療提供体制の整備や、健康管理・予防面などについての環境づくりが求められています。そのためには、医療や介護を担う病院・診療所等が医業経営の安定を図り、業務や設備・施設の一層の合理化、近代化を進め、医療関係職員の確保・育成など、確固とした経営基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、令和6年度には、税制面において次のような思い切った改革が行われるよう強く要望します。

【目次】

- 1 社会保険診療等に係る消費税制度の見直し
社会保険診療等に係る消費税について、
診療所においては非課税のまま診療報酬上の補てんを継続しつつ、
病院においては軽減税率による課税取引に改めること … 1

- 2 医業承継時の相続・贈与に関する税制措置
(1) 医療法人の出資に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設
(2) 医療法人の出資の評価方法の改善
(3) 基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設等 … 2
(4) 認定医療法人制度に係る税制措置の拡充
(5) 出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善

- 3 医療機関に対する事業税特例措置の存続
(1) 社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続 … 5
(2) 医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税軽減措置の存続

- 4 新興感染症対応に関する税制措置
(1) 流行初期医療確保措置に係る収入に対する事業税非課税措置等
(2) 救急医療等確保事業への新興感染症対応(6事業目)の追加に伴う
社会医療法人に対する税制措置の拡充 … 6
(3) 社会医療法人・認定医療法人等の認定要件等における補助金収入の取扱い
の見直し

- 5 災害に備えた医療機関の強靱化を支援するための税制措置
(1) 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る
税制上の特例措置創設 … 8
(2) 中小企業防災・減災投資促進税制について医療法人等の非営利法人を
適用対象に加えること

- 6 地域医療構想の実現に資する設備に関する税制措置
(1) 地域医療構想実現に向けた再編計画に係る不動産取得税軽減措置の延長 … 10
(2) 構想適合病院用建物等に係る特別償却制度について、
税額控除の導入、特別償却率の引き上げの措置を講ずること

- 7 医療の高度化・医療提供体制の確保に資する設備に関する税制措置
- (1) 医療機関における医療DXへの対応及び省エネルギー化に資する設備投資等について、即時償却又は税額控除(10%)を選択適用できる措置を講ずること
 - (2) 医療用機器等の特別償却制度について、中小企業経営強化税制と同等の措置が受けられるよう、以下の措置を講ずること
 - ① 医療用機器の特別償却制度について、適用対象となる取得価額を160万円に引き下げ、10%の税額控除又は即時償却の選択適用
 - ② 勤務時間短縮用設備等に係る特別償却制度について、税額控除の導入、特別償却率の引き上げの措置
 - (3) 中小医療機関の設備投資を支援するため、以下の①又は②のいずれかの措置を講ずること
 - ① 中小企業経営強化税制の対象設備に、医療保健業の用に供する医療用機器及び建物附属設備を追加
 - ② ①と同等の新たな税制措置を創設
 - (4) 医療用機器について、(2)①の措置と(3)の措置の選択適用ができるようにすること
 - (5) 病院・診療所用建物の耐用年数の短縮
- …12
- 8 医療機関が取得する償却資産に係る固定資産税についての所要の税制措置
- (1) 医療機関における医療DXへの対応及び省エネルギー化に資する設備投資について、一定期間の固定資産税の非課税措置を講ずること
 - (2) 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えること
 - (3) 医療機関が取得する新規の器具・備品や建物附属設備などの償却資産の投資に係る固定資産税軽減措置を全国一律の要件で適用する措置として講ずること
 - (4) 固定資産税の償却資産の申告期限を法人税申告期限と統一すること
- …17
- 9 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階税制)存続
- …20
- 10 公益法人等に関する所要の税制措置
- (1) 医師会について
 - 開放型病院等の法人税非課税措置の拡充、開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置
 - (2) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置
- …21

1 社会保険診療等に係る消費税制度の見直し

社会保険診療等に係る消費税について、診療所においては非課税のまま診療報酬上の補てんを継続しつつ、病院においては軽減税率による課税取引に改めること

－ 消費税 －

社会保険診療や介護保険サービス等については消費税の非課税措置が講じられているため、医療機関の仕入れに係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一旦負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入時においてもその後の税率引上げ（3%→5%）の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、平成26年4月の税率引上げ（5%→8%）対応分についても、検証の結果、補てん不足が判明し、見直しが行われた経緯があり、従前の補てん不足は未解決のまま残されています。また、このようなマクロの補てん不足とは別に、個別の医療機関の仕入構成の違いに対応できる仕組みでないために、とりわけ設備投資を行う医療機関に大きな消費税負担が生じることも極めて切実な問題です。

平成30年12月14日に自由民主党・公明党が公表した平成31年度税制改正大綱に、「(前略) 今般の消費税率10%への引上げに際しては、診療報酬の配点を精緻化することにより、医療機関種別の補てんのばらつきが是正されることとなる。今後、所管省庁を中心に、実際の補てん状況を継続的に調査するとともに、その結果を踏まえて、必要に応じて、診療報酬の配点方法の見直しなどを対応していくことが望まれる。」と記載されました。

しかしながら、個々の医療機関の消費税負担解消は課題として残されています。個々の医療機関の消費税負担解消のためには課税取引への転換が有力な選択肢として考えられる一方で、小規模医療機関等への影響も配慮して慎重に検討する必要があります。そこで、診療所においては非課税のまま診療報酬上の補てんを継続しつつ、病院においては軽減税率による課税取引に改めることを要望します。

(消費税法第4条、第6条、第30条、別表第一第六号、第七号イ、第八号)

(参 考) 「診療所」、「病院」は医療法第1条の五において規定されている。

2 医業承継時の相続・贈与に関する税制措置

- (1) 医療法人の出資に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設
- (2) 医療法人の出資の評価方法の改善
- (3) 基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設等
- (4) 認定医療法人制度に係る税制措置の拡充
- (5) 出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善

－ 相続税・贈与税・所得税 －

事業承継に関する相続税・贈与税については、平成 21 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が創設されましたが、医療法人の持分については、取引相場のない株式等と同等に評価・課税されているにも拘らず、課税の軽減措置である同制度の適用から外される結果となっており、課税上のバランスを欠いております。

さらに、個人事業の承継については、平成 31 年度税制改正で個人版事業承継税制が創設されたことから、持分あり医療法人の税制措置の適用対象からの除外は一層際立つこととなりました。

医師偏在対策の観点からも、また、地域に必要な医療を確保するためにも、相続税等の納税のために医業継続に不可欠な財産までもが換金等され、地域の医療資源が脆弱化することのないよう、手当てすることが必要です。

そこで、医業承継に関する税制について、次の改善を行うよう要望します。

(1) 医療法人の出資に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設

中小企業基本法に定める中小企業者に対しては、中小企業の事業承継税制が設けられているが、持分の定めのある医療法人についても同様の制度を創設すること。

(2) 医療法人の出資の評価方法の改善

医療法人の出資の評価方法を以下の通り改善すること。

- ① 類似業種比準価額方式については、配当の無い普通法人の株式に準じて評価算式の分母を 3 とする評価に改善すること。
- ② 純資産価額方式については、特定の出資社員が独占的な支配権を有しているわけではないので、支配割合 50%未満の同族株主同様に純資産価額の 80%評価とすること。
- ③ 持分のある医療法人が制度上の永続性を認められないのであれば、存続期間の定めのない地上権の評価方法に準じて 60%の評価減を行うこと。

(3) 基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設等

持分のある医療法人が持分のない医療法人に円滑に移行できるように、基金拠出型医療法人への移行の際には、移行前の出資者が持分を基金として拠出した場合に生ずる配当所得課税を繰り延べる措置を講ずるとともに、当該基金に係る相続税・贈与税について納税猶予の措置

を講ずること。

さらに、医療法人の基金の評価方法について、基金は他の債権に劣後して回収されることや、基金の返還については法令上の規制が存在することを考慮し、相続発生時の返還可能額を上限とする評価に改めること。

(4) 認定医療法人制度に係る税制措置の拡充

認定医療法人制度に係る税制措置について、以下の拡充措置を講ずること。

相続が発生したときに認定医療法人制度を利用する場合は、相続後、相続税の申告期限(10ヶ月)までに移行計画の認定を受け、納税猶予の手続きを行う必要があるが、期限までに準備することは実務上困難である。そこで、相続発生後の認定申請について、例えば、認定要件の緩和や、利子税・延滞税を免除した上で申告期限を延長するなど必要な措置を講ずること。

また、みなし贈与課税を受けないための8つの要件については、その判断基準があいまいなものや、相続税法第66条第4項における相続税等の「負担が不当に減少」の解釈に直接関係のないものがあり、本制度の適用を受ける医療法人が限定的となる一要因と考えられる。そこで、以下の①～③の要件の解釈を弾力化し、以下の④～⑧の要件を廃止または緩和すること。

- ① 法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
- ② 役員に対する報酬等が不当に高額にならないよう支給基準を定めていること
- ③ 株式会社等に対し、特別の利益を与えないこと
- ④ 遊休財産額は事業にかかる費用の額を超えないこと
- ⑤ 法令に違反する事実、帳簿書類の隠蔽その他公益に反する事実がないこと
- ⑥ 社会保険診療等(介護、助産、予防接種含む)に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること
- ⑦ 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準によること
- ⑧ 医業収入が医業費用の150%以内であること

(5) 出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善

持分のある医療法人のうち出資額限度法人に移行した医療法人に相続が生じた場合は、持分の相続税評価額は払い込み出資額のみとすること。そのため、平成16年6月16日国税庁課税部長回答で示されたみなし贈与の非課税4要件について、認定医療法人制度の認定要件との整合性を図ること。

(相続税法第3条、第12条、第23条、措置法第69条の4、第70条の7、第70条の7の2、財産評価基本通達194-2)

(参 考) 医療法人の出資の評価

○ 医療法人の出資の価額

$$\text{類似業種の比準株価} \times \frac{\text{1口当たりの利益金額の比} + \text{1口当たりの純資産価額の比}}{2} \times (0.7 \sim 0.5)$$

2

3 医療機関に対する事業税特例措置の存続

(1) 社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続

(2) 医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税軽減措置の存続

－ 事業税 －

(1) 社会保険医療は、社会保険診療報酬という低廉な公的価格により、国民に医療を提供するという極めて公益性の高い事業であり、種々の制約が課されています。このため、これに事業税を課すことは極めて不適切であり、現行の非課税措置は当然であります。

また、医療機関は、本来、地域の行政が担うべき公共的な保健予防活動（健診、予防接種ほか）の多くを担っており、地方税たる事業税に係る特例措置は、医療機関の地域貢献に対する措置として相応しいものです。

したがって、現在の社会保険診療報酬制度の下では、医業水準を維持するための最低限の措置として、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第 72 条の 2、第 72 条の 23、第 72 条の 49 の 8、医療法第 7 条第 5 項)

(2) 医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に異なる特別法人です。

また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、公益性の高い法人でもあります。

さらに、医療機関は、本来、地域の行政が担うべき公共的な保健予防活動（健診、予防接種ほか）の多くを担っており、地方税たる事業税に係る特例措置は、医療機関の地域貢献に対する措置として相応しいものです。

したがって、医療法人の社会保険診療報酬以外の所得に係る事業税については、特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置は当然ですので、引き続きこの課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第 72 条の 24 の 7、医療法第 7 条第 5 項、第 39 条、第 54 条)

(参 考) 法人事業税の標準税率（特別法人事業税との合算税率（* 1））

区 分	普通法人 (資本金 1 億円以下)	特別法人 (医療法人) (* 2)
所得 400 万円以下の金額	4.795%	4.7075%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	7.261%	6.5905%
所得 800 万円超の金額	9.59%	6.5905%

* 1 特別法人事業税との合算税率は、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。

* 2 特別法人：農協、生協、信用金庫、労働金庫、医療法人等

4 新興感染症対応に関する税制措置

(1) 流行初期医療確保措置に係る収入に対する事業税非課税措置等

(2) 救急医療等確保事業への新興感染症対応(6事業目)の追加に伴う社会医療法人に対する税制措置の拡充

(3) 社会医療法人・認定医療法人等の認定要件等における補助金収入の取扱いの見直し

— 法人税・相続税・贈与税・事業税・固定資産税・不動産取得税等 —

(1) 感染症医療（感染患者への医療）について、「初動対応等を含む特別な協定を締結した医療機関」に対する財政支援措置として、「流行初期医療確保措置」が令和6年度より講じられることとなりました。

「流行初期医療確保措置」は、協定に基づく対応により一般医療の提供を制限して、大きな経営上のリスクのある流行初期の感染症医療を提供することに対し、社会保険診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り行われる財政的な支援です。

「流行初期医療確保措置」に係る収入は、社会保険診療報酬を補償する性格を有するものであり、これに事業税が課税された場合には流行前の収入を補償する趣旨を達成することができなくなることから、社会保険診療報酬と同様に事業税非課税措置を講ずるとともに、その他の所要の措置を講ずることを要望します。

(2) 社会医療法人の認定要件の一つである救急医療等確保事業については、令和6年度より、現行の5事業に「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加して6事業となることとなりました。

社会医療法人に対する税制措置について、こうした社会医療法人の認定要件の変更をした後も、現行の社会医療法人に対する法人税の非課税措置をはじめとする税制措置と同様の税制措置を講ずることを要望します。

(3) 社会医療法人や認定医療法人等に係る以下の税制措置について、収入要件（社会保険診療等の収入が全収入の一定割合を超えること）が課されていることから、補助金等の収入の一時的な増加により認定等が受けられなくなることが懸念されます。

- ・ 社会医療法人に対する法人税非課税措置、固定資産税非課税措置
- ・ 特定医療法人に対する法人税軽減税率
- ・ 認定医療法人の相続税・贈与税納税猶予制度、法人に係る贈与税非課税措置
- ・ 福祉病院（無料低額診療等を行う病院）を開設する公益法人等が行う医療保健業に対する法人税非課税措置

しかし、補助金等の収入が増加したことをもって、当該医療機関の公益性ないし運営の適

正性には何ら変化が生じるものではありません。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金その他の新型コロナ対応のために国又は地方公共団体が交付する補助金のうち固定資産の取得に係るもの以外については、令和3年3月31日付厚生労働省医政局長通知により、要件設定の趣旨に照らして、当面の間、社会保険診療等に係る収入金額（分子）及び全収入金額（分母）に算入するものとする事とされましたが、今後も生じ得るパンデミックや大災害等に備え、恒久措置として手当が必要です。

そこで、上記の税制措置について、補助金等の収入は、分母にも分子にも加算して収入要件を算定する等、補助金等の収入の一時的な増加により、収入要件を満たさないこととならないよう、恒久的な措置を講ずることを要望します。

5 災害に備えた医療機関の強靱化を支援するための税制措置

- (1) 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置創設
- (2) 中小企業防災・減災投資促進税制について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えること

－ 所得税・法人税・固定資産税・不動産取得税 －

- (1) 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置創設
地震等の災害時において、病院・診療所の医療機能を低下させないようにするため、病院用建物その他医療施設の耐震構造の強化や災害時に備えた防災構造の医薬品備蓄庫、自家発電装置等の取得などの普及を図るため、これらを取得した場合の、次のような特例措置の創設を要望します。
 - ① 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の特別償却制度（30%の特別償却又は7%の特別税額控除）
 - ② 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の軽減措置
- (2) 中小企業防災・減災投資促進税制について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えること

中小企業防災・減災投資促進税制は、法人について会社（株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社）に限定しており、医療法人、公益法人、一般法人等の非営利法人は適用対象外となっています。そこで、中小企業防災・減災投資促進税制について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えることを要望します。

（参 考）中小企業防災・減災投資促進税制

1. 概要

中小企業者が、中小企業等経営強化法の認定を受けた事業継続力強化計画に従って取得した一定の設備等について取得価額の20%の特別償却が適用できる。

2. 適用期限：令和7年3月31日

3. 中小企業者とは

下記のいずれかに該当する、中小企業等経営強化法第50条第1項又は第52条第1項の認定を受けた同法の中小企業者（注）。

- ・ 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本若しくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・ 協同組合等

（注）医療法人・社会福祉法人・学校法人・公益法人・一般法人等の非営利法人は、適用対象外。

4. 対象設備

減価償却資産の種類 (価格要件)	対象となるものの用途又は細目
機械装置 (100万円以上)	自家発電機、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害：全ての設備 感染症：サーモグラフィ装置 (同等に、感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電機、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、無停電電源装置、架台(対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る。) (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

6 地域医療構想の実現に資する設備に関する税制措置

(1) 地域医療構想実現に向けた再編計画に係る不動産取得税軽減措置の延長

(2) 構想適合病院用建物等に係る特別償却制度について、税額控除の導入、特別償却率の引き上げの措置を講ずること

－ 所得税・法人税・不動産取得税 －

(1) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく認定を受けた再編計画に基づき、地域の医師会、都道府県の医療審議会、地域医療構想調整会議において合意を得た再編統合のために取得した一定の不動産（土地・建物）について、不動産取得税の 2 分の 1 を軽減する措置の適用期限を延長することを要望します。

(2) 地域医療構想の実現のため、地域医療構想の趣旨に適合した建物等の取得等の一層の支援が必要です。しかしながら、構想適合病院用建物等に係る特別償却制度は、医療機関の大部分が中小企業者等に該当するにもかかわらず、中小企業経営強化税制に比し、税制上の手当てが見劣りすることは明らかです。そこで、構想適合病院用建物等に係る特別償却制度について、税額控除の導入、特別償却率の引き上げの措置を講ずることを要望します。

(参 考 1) 地域医療構想の実現に向けた再編計画に係る税制措置（現行）

①登録免許税軽減措置（適用期限：令和 8 年 3 月 31 日）

医療機関の開設者が、厚生労働大臣が認定した再編計画（地域医療構想調整会議において合意されていることが条件）に基づく再編統合のために取得した一定の不動産について、登録免許税を軽減する。

- ・土地の所有権の移転登記 1,000 分の 10 （本則：1,000 分の 20）
- ・建物の所有権の保存登記 1,000 分の 2 （本則：1,000 分の 4）

②不動産取得税軽減措置（適用期限：令和 6 年 3 月 31 日）

医療機関の開設者が、厚生労働大臣が認定した再編計画（地域医療構想調整会議において合意されていることが条件）に基づく再編統合のために取得した一定の不動産について、不動産取得税の 2 分の 1 を軽減する。

(参 考 2) 再編計画の認定制度

令和 3 年の「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」により、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」が改正され、医療機関の開設者は、単独で又は共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための 2 以上の医療機関の再編の事業に関する計画（以下「再編計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、当該再編計画が適当である旨の認定を受けることができるもの（第 11 条の 2 第 1 項）とされた。

(参 考 3) 構想適合建物等に係る特別償却制度の概要（適用期限：令和7年3月31日）

1. 青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、2に掲げる建物及びその附属設備の取得（所有権移転外リース取引による取得を除く）又は建設をして、医療保健業の用に供した場合は、その取得価額の8%の特別償却ができる。
2. 対象設備（構想適合建物等）

新築・改築、増築、転換に該当する工事（すなわち、減築、廃止（単なる解体撤去）の場合を除く。）により取得又は建設をした病院用又は診療所用の建物及びその附属設備とし、土地及び医療用機器等については含まないこととする。これらは、病院又は診療所の具体的対応方針が地域医療構想調整会議において提出・確認されていること等について、都道府県の確認を得ることが必要。

7 医療の高度化・医療提供体制の確保に資する設備に関する税制措置

- (1) 医療機関における医療DXへの対応及び省エネルギー化に資する設備投資等について、即時償却又は税額控除(10%)を選択適用できる措置を講ずること
- (2) 医療用機器等の特別償却制度について、中小企業経営強化税制と同等の措置が受けられるよう、以下の措置を講ずること
 - ① 医療用機器の特別償却制度について、適用対象となる取得価額を160万円に引き下げ、10%の税額控除又は即時償却の選択適用
 - ② 勤務時間短縮用設備等に係る特別償却制度について、税額控除の導入、特別償却率の引き上げの措置
- (3) 中小医療機関の設備投資を支援するため、以下の①又は②のいずれかの措置を講ずること
 - ① 中小企業経営強化税制の対象設備に、医療保健業の用に供する医療用機器及び建物附属設備を追加
 - ② ①と同等の新たな税制措置を創設
- (4) 医療用機器について、(2)①の措置と(3)の措置の選択適用ができるようにすること
- (5) 病院・診療所用建物の耐用年数の短縮

－ 所得税・法人税 －

- (1) 医療機関における医療DXへの対応及び省エネルギー化に資する設備投資等について、即時償却又は税額控除(10%)を選択適用できる措置を講ずること

現在、政府による医療DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組が進められており、オンライン資格確認システムの導入、電子処方箋の導入、全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化などの施策が打ち出されております。

こうした医療DXの最終受益者は、より最適な医療を受けることができる患者であり、医療費の適正化を実現できる国である一方で、医療機関にとっては収益増につながるわけではありません。したがって、医療DXを国策として推進するのであれば、現場のシステム導入や維持、それに伴い必要となるセキュリティ対策にかかる費用は、本来、国が全額負担すべきものであり、補助金により整備されるべきです。

しかるに、医療機関に追加的な費用負担が生じることは避けがたい現状を踏まえ、補助金を補完する施策として、医療設備のデジタル化等に資する設備投資ならびにシステム投資（短時間で正確な診断を行うための画像診断装置等や手術用ロボット手術ユニット、コンピュータ診断支援装置、医療画像情報システム、センサー機能を使用した院内搬送用ロボット、患者離床センサー、遠隔診療システム、通信機能付きバイタルサイン測定機器、電子カルテ等の取得）を支援する税制措置が必要です。

また、電力・ガス等のエネルギー価格の高騰に直面する医療機関のエネルギー消費の効率化を推進するため、医療機関における省エネルギー効果の高い設備（空調設備、熱源機器、給湯設備、厨房機器、照明、コージェネ、ガス機器等）や再生可能エネルギー設備の取得を支援

する税制措置が必要です。

そこで、持続可能な社会保障制度の構築を目指し、良質な医療を効率的に提供する体制を整備するため、医療機関における医療 DX への対応及び省エネルギー化のための設備投資等（建物附属設備、構築物、器具備品、ソフトウェア）について、即時償却又は税額控除を選択適用できる措置の創設を要望します。

(2) 医療用機器等の特別償却制度（医療用機器に係る特別償却制度及び勤務時間短縮用設備等に係る特別償却制度）の拡充

医療機関におけるこれら医療機器等への投資は、国民に対して良質な医療を提供するにあたり不可欠なものであり、手厚く保護されるべきものです。また、医師等の働き方改革を進めるための勤務時間短縮用設備等の導入は、医師等の勤務環境改善の観点から一層の支援が必要です。

しかしながら、医療用機器の特別償却制度及び勤務時間短縮用設備等に係る特別償却制度は、医療機関の大部分が中小企業者等に該当するにもかかわらず、中小企業経営強化税制に比し、税制上の手当てが見劣りすることは明らかです。

そこで、上記のとおり措置の拡充を強く要望します。

（措置法第 12 条の 2、第 45 条の 2、第 10 条の 3 第 1 項第 1 号、第 42 条の 6 第 1 項第 1 号、平 21 厚生労働省告示第 248 号）

(3) 中小企業者等に対する現行の設備投資減税制度の拡充又は新たな税制措置の創設

令和 5 年度税制改正において、中小企業の経営力向上のための設備投資を支援する中小企業経営強化税制が延長され、中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備（器具備品、建物附属設備、ソフトウェア等）を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却または税額控除を選択適用することができます。ところが、医療保健業については、対象設備から、器具備品のうち医療用機器が除外されるとともに、建物附属設備が除外されています。

このような医療に対する不利な扱いは、中小企業の活性化を目的とする中小企業経営強化税制の趣旨に反するものです。事実、「医療分野に係る中小企業等経営強化法第 12 条第 1 項に規定する事業分野別指針」（平成 28 年厚生労働省告示第 281 号）において、経営力向上のための設備投資として、「内部業務の効率化のためのバックオフィス業務における ICT ツールの活用等」、「電子カルテ等の ICT の利活用」、「介助・介護に資するロボットの導入による業務負担の軽減」、「エネルギー使用量の見える化、省エネルギー設備の導入、エネルギー管理体制の構築等を通じた省エネルギーの推進」などが挙げられており、電子機器、ロボット、空調設備などの器具備品・建物附属設備への措置が必要とされています。医療用機器の適切な更新・高度化についても、経営力強化に資することはいうまでもありません。

また、医療機関の多くは中小企業者等に該当し、地域雇用の受け皿として大きな比重を占めていることから、中小医療機関の経営力強化は、地域雇用を守る観点からも必要です。

つきましては、中小医療機関の設備投資を支援するため、以下の①又は②のいずれかの措置を講ずることを要望します。

- ① 中小企業経営強化税制の対象設備に、医療保健業の用に供する医療用機器及び建物附属設備を追加すること。
- ② ①と同等の新たな税制措置を創設すること。
(措置法第10条の5の3、第42条の12の4)

(4) 医療用機器について、(2) ①の措置と(3)の措置の選択適用ができるようにすることを要望します。

(5) 病院・診療所用建物の耐用年数の短縮

病院・診療所の建物は、医療法の改正、医学・医療技術の急速な進歩に応じて機能的陳腐化が著しくなっていることから、耐用年数の短縮を要望します(実態調査の結果)。

(耐用年数省令別表第一)

病院・診療所用建物の耐用年数

(区 分)	(現 行)	(要 望)
○病院・診療所用建物		
・鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	39年	31年

(参 考 1) 医療用機器に係る特別償却制度の概要(適用期限:令和7年3月31日)

1. 青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、未使用の医療用機器(取得価額500万円以上)(注)を取得等(所有権移転外リース取引による取得を除く)して、医療保健業の用に供した場合は、その取得価額の12%の特別償却ができる。

(注)

- ・医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
 - ・薬事法第2条第5項に規定する高度管理医療機器、同条第6項に規定する管理医療機器又は同条第7項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から2年を経過していないもの
2. ただし、CT・MRIで一定のものについては、適用要件が追加され、効率的な配置促進のため一定の要件を満たすことについて都道府県の確認を得ることが必要。

(参 考 2) 勤務時間短縮用設備等に係る特別償却制度の概要(適用期限:令和7年3月31日)

1. 青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、2に掲げる設備等を取得(所

有権移転外リース取引による取得を除く)又は製作して、医療保健業の用に供した場合は、その取得価額の15%の特別償却ができる。

2. 対象設備 (勤務時間短縮用設備等)

器具及び備品 (医療用機器を含む。)並びにソフトウェア (電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。)であって、医師及びその他の医療従事者の勤務時間の短縮又はチーム医療の推進に資する未使用の勤務時間短縮用設備等のうち一定のもの。1台又は1基 (通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものにあっては一組又は一式。)の取得価額が30万円以上のものとする。これらは、医師等勤務時間短縮計画を作成し、都道府県に設置された医療勤務環境改善センターの確認等を受けることが必要。なお、医師等勤務時間短縮計画は、医師1名を対象とするものでも可。

(参 考 3) 中小企業経営強化税制の概要 (適用期限: 令和7年3月31日)

1. 中小企業者等(従業員1,000人以下の個人、資本・出資の金額が1億円以下の法人など)が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却又は、税額控除7% (資本・出資の金額が3,000万円以下もしくは個人事業主は10%)を選択適用できる。

2. 対象設備

類型	要件	確認者	対象設備 (注1~3)	その他要件
A類型	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置 (160万円以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない(注4) ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
B類型	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	工具 (30万円以上) (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	
C類型	可視化、遠隔操作、自動制御のいずれかに該当する設備		器具備品 (30万円以上)	
D類型	修正ROA(総資産利益率)または有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		建物附属設備 (60万円以上)	
			ソフトウェア (70万円以上) (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	

(注1) 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。

(注2) 医療用の器具備品・建物附属設備については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

(注3) ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く。

(注4) 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合がある。

(参 考 4)

中小企業投資促進税制の医療機器への適用をめぐり、実務において訴訟（東京高裁平成 21 年（行コ）第 73 号平成 21 年 7 月 1 日判決において全自動染色装置等の装置が「機械及び装置」に該当するか否かをめぐって争われ請求棄却）等の問題が生じており、医療機器を適用対象とするよう制度の改善が求められる。

8 医療機関が取得する償却資産に係る固定資産税についての所要の税制措置

- (1) 医療機関における医療DXへの対応及び省エネルギー化に資する設備投資について、一定期間の固定資産税の非課税措置を講ずること
- (2) 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えること
- (3) 医療機関が取得する新規の器具・備品や建物附属設備などの償却資産の投資に係る固定資産税軽減措置を全国一律の要件で適用する措置として講ずること
- (4) 固定資産税の償却資産の申告期限を法人税申告期限と統一すること

－ 固定資産税 －

医療機関が取得する償却資産に係る固定資産税について以下の通り要望します。

- (1) 現在、政府による医療DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組が進められており、オンライン資格確認システムの導入、電子処方箋の導入、全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化などの施策が打ち出されております。

こうした医療DXの最終受益者は、より最適な医療を受けることができる患者であり、医療費の適正化を実現できる国である一方で、医療機関にとっては収益増につながるわけではありません。したがって、医療DXを国策として推進するのであれば、現場のシステム導入や維持、それに伴い必要となるセキュリティ対策にかかる費用は、本来、国が全額負担すべきものであり、補助金により整備されるべきです。

しかるに、医療機関に追加的な費用負担が生じることは避けがたい現状を踏まえ、補助金を補完する施策として、医療設備のデジタル化等に資する設備投資ならびにシステム投資（短時間で正確な診断を行うための画像診断装置等や手術用ロボット手術ユニット、コンピュータ診断支援装置、医療画像情報システム、センサー機能を使用した院内搬送用ロボット、患者離床センサー、遠隔診療システム、通信機能付きバイタルサイン測定機器、電子カルテ等の取得）を支援する税制措置が必要です。

また、電力・ガス等のエネルギー価格の高騰に直面する医療機関のエネルギー消費の効率化を推進するため、医療機関における省エネルギー効果の高い設備（空調設備、熱源機器、給湯設備、厨房機器、照明、コージェネ、ガス機器等）や再生可能エネルギー設備の取得を支援する税制措置が必要です。

そこで、持続可能な社会保障制度の構築を目指し、良質な医療を効率的に提供する体制を整備するため、医療機関における医療DXへの対応及び省エネルギー化のための設備投資（建物附属設備、構築物、器具備品）について、一定期間の固定資産税（償却資産税）の非課税措置の創設を要望します。

- (2) 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税特例措置は、法人について会社（株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社）に限定しており、医療法人、公

益法人、一般法人、社会福祉法人、学校法人、農業協同組合、生活協同組合等の非営利法人は適用対象外となっています。そこで、生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税軽減措置について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えることを要望します。

(3) 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税特例措置はその実施及びその内容について市町村が決定する仕組みとなっています。しかし、ユニバーサルサービスである医療の担い手としての医療機関に対する支援策としては、その実施の有無や内容について当該市町村の財政状況等に左右される仕組みでは十分といえません。そこで、医療機関が取得する新規の器具・備品や建物附属設備などの償却資産の投資に係る固定資産税軽減措置を全国一律の要件で適用する措置として講ずることを要望します。

(4) 行政手続き簡素化の3原則(注)を踏まえ、事務負担軽減のため、固定資産税の償却資産の申告期限を法人税申告期限と統一することを要望します。

(注)「日本再興戦略 2016 (平成 28 年 6 月 2 日閣議決定) では、事業者の生産性向上を徹底的に後押しすることとされた。これを踏まえ、「規制改革実施計画 (平成 29 年 6 月 9 日)」において、行政手続きコストを令和 2 年までに 20%削減することとされた。また、その際、行政手続き簡素化の 3 原則(「行政手続きの電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」及び「書式・様式の統一」)を踏まえることとされた。

(参 考 1) 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税特例措置
(適用期限：令和 7 年 3 月 31 日)

1. 対象者

設備の導入先となる市町村が導入促進基本計画を策定している場合に、先端設備等導入計画について市町村の認定を受けた者(医療機関の場合は、常時使用する従業員の数が 100 人以下の個人のみが対象であり、医療法人・公益法人・一般法人・社会福祉法人・学校法人・農業協同組合・生活協同組合等の非営利法人は対象外)

2. 対象設備

認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率 5%以上の投資計画に記載された以下の設備

設備の種類(注 1)	最低取得価格
機械装置	160 万円以上
測定工具及び検査工具	30 万円以上
器具備品	30 万円以上
建物附属設備(注 2)	60 万円以上

(注1) 市町村によって異なる場合あり

(注2) 家屋と一体となって効用を果たすものを除く

3. その他要件

- ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること
- ・中古資産でないこと

4. 特例措置

固定資産税を3年間に限り、2分の1に軽減

さらに、賃上げ方針を計画内に位置づけて従業員に表明した場合は、以下の期間に限り、3分の1に軽減

- ・令和6年3月31日までに取得した設備：5年間
- ・令和7年3月31日までに取得した設備：4年間

(参考2) 日本税理士会連合会税制審議会「中小法人の範囲と税制のあり方について

－平成27年度諮問に対する答申」(平成28年3月17日)より抜粋(p.9)

企業の償却資産に課税すると、設備投資に悪影響が生じること、また、諸外国の税制をみると、償却資産に固定資産税を課税している例はほとんどないのが実状である。したがって、償却資産に係る固定資産税を廃止すべきであるが、少なくとも平成28年度に新設される負担軽減措置は、その適用対象設備を拡充するとともに、恒久的な制度とすべきである。

(参考3) 日本税理士会連合会税制審議会「償却資産に係る固定資産税制度のあり方について

－平成28年度諮問に対する答申」(平成28年12月14日)より抜粋(p.7)

法人に対する償却資産の課税に当たっては、賦課期日を法人の決算日として同日に所有している資産に課税することとし、かつ、申告期限も法人税と一致させることにより事業者の事務負担の軽減を図るべきであるという意見が多い。ただし、現行制度のように償却資産に対する課税を固定資産税に含めている限り、賦課期日を法人の決算日とすることは困難であるという意見もある。

この問題について、償却資産に対する課税制度を固定資産税とは異なる税目とすれば、1月1日を賦課期日とする現行の制度を見直し、課税の基準日を法人の決算日とする制度設計が可能となる。また、償却資産に係る申告期限と法人税の申告期限を一致させることも容易になると考えられる。

なお、仮に償却資産に対する課税制度を固定資産税として存置するとしても、現行の賦課期日を法人の決算日に改めるとともに、その申告期限も法人税と整合させることが適当である。

9 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階税制)存続

— 所得税・法人税 —

社会保険診療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。

したがって、引き続きこの特例措置を存続するよう強く要望します。

(措置法第 26 条、第 67 条)

(参 考) 所得計算の特例措置

・対象者

各年または各事業年度において、社会保険診療報酬が 5,000 万円以下である医業または歯科医業を営む個人及び法人。

ただし、適用対象者からその年の医業及び歯科医業に係る収入金額が 7,000 万円を超える者を除外する(平成 25 年度税制改正により追加された要件)。

・内容

(社会保険診療報酬の金額)	(概算経費率)
2,500 万円以下の金額	72%
2,500 万円超 3,000 万円以下の金額	70%
3,000 万円超 4,000 万円以下の金額	62%
4,000 万円超 5,000 万円以下の金額	57%

10 公益法人等に関する所要の税制措置

(1) 医師会について

開放型病院等の法人税非課税措置の拡充、開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置

(2) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置

－ 法人税・固定資産税・不動産取得税・登録免許税 －

(1) 医師会について、下記の措置を講ずることを要望します。

- ① 開放型病院等の法人税非課税措置における非営利型一般社団法人の収入割合の要件について、地域の医療・介護体制において期待される役割に対応するため、社会医療法人・特定医療法人と同様に介護保険法の保険給付（介護系）に係る収入金額を社会保険診療等の収入金額に含めること
- ② 特例民法法人から一般社団法人に移行した医師会が行う開放型病院等に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、恒久措置として非課税措置を講ずること。
- ③ 医師会が行う訪問看護ステーション事業等について、法人税の課税対象から除外するとともに、医師会が行う訪問看護ステーション事業等に係る土地・建物についての固定資産税・都市計画税・不動産取得税及び登録免許税について、非課税措置を講ずること。
- ④ 医師会が行う開放型病院等に係る土地・建物についての登録免許税の非課税措置を講ずること。

（法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項第29号ワ、法人税法施行規則第5条、地方税法第6条）

(2) 医療保健業を行う非営利型一般社団・財団法人のうち、地域医療において、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療を担うなど一定の要件を満たすものについて、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。また、公益目的事業として行う医療保健業の用に供する固定資産について、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。